

法人会会員の皆様

法人会アンケート調査システム

新規登録

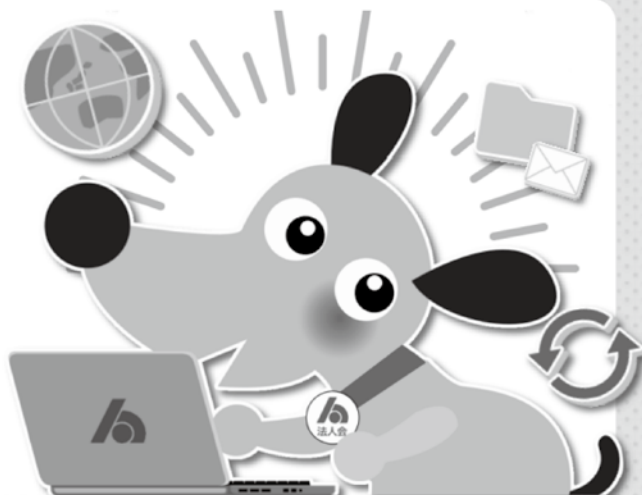
 にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の
意見を集約するメールを活用したシステムです。
(令和5年12月末現在、登録数13,179名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、
今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連HPで公開するとともに、
マスコミにも提供しパブリシティの向上に
役立っています。

登録がまだお済でない方は、
この機会にぜひご登録ください！



アンケート調査システムの活用状況は？

景況感をはじめ法人会活動に対する意見収集など、2～3か月に1回のペースで調査をしています。
最近では、多くの企業の意見を容易に収集できる有効なシステムとして、行政等の外部機関がこのシステム
に注目するようになりました。外部機関や各地の法人会とタイアップした調査も実施しています。

どうして新規登録を増やす必要があるの？

アンケート結果の信頼性をさらに高められれば、マスコミに取り上げられる可能性も高まり、
法人会の認知度向上に大いに役立つものと考えられます。

そのため新規登録を増やすとともに回答数のアップをめざしています。

また、登録数が増えれば県連や単位会で独自にアンケートを実施することも可能です。

外部機関や各地の法人会とタイアップして実施した主な調査



- 年末調整の方法等についてのアンケート(国税庁・令和5年2月)
- 法定調書のe-Tax提出促進及び業務フロー等に関するアンケート
(国税庁・令和5年4月)
- 「法人会 自主点検チェックシート活用」アンケート
(熊本県法人会連合会・令和5年4月)
- インボイス制度に関するアンケート(全法連で実施・令和5年12月)

詳しい登録方法は
6ページをご覧ください。



法人会とは？ 私たち法人会は、中小企業を中心として全国70万社超
の会員企業を擁する団体です。

41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、税知識
の普及、納税意識の高揚など、一貫して「税」を中心とした活動を展開し、国と
地域の発展に貢献してまいりました。

法人会アンケート調査システム

新規登録方法

1

QRコードにアクセスして、
登録メールアドレスを送信！

\ 新規登録受付フォーム /



2

返信メールのURLから情報を入力

登録メールアドレス宛に返信メールが届きますので、本文中のURLをクリックいただき、
画面の指示に沿ってご自身の情報を入力ください。

3

登録完了！

最後まで入力し、
登録完了メールが
届いたら登録完了です。

登録後は、アンケートご回答に
ご協力をお願いします

2～3か月に1回の頻度でアンケートを
実施していますので、受信後はご回答をお願いします。



パソコンでの登録方法

1

全国法人会総連合の
ホームページにアクセス

全国法人会

2

トップページの右側、
アンケート調査システムの
バナーをクリック

経営者の声を反映する
法人会アンケート
調査システム

3

「各種手続き」から
メニューを選択

新規登録

⚠ 注意事項

- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できる限り組織上のアドレスでのご登録をお願いします。
- 登録資格は「会員企業に所属する方、または個人会員」に限ります。
- 既に登録済みのアドレスは新規登録出来ません。

アンケート調査システムに登録済の方へ

登録情報の確認・変更・および配信解除をご希望の方は、右のQRコードか、
上記パソコンでの登録方法 3 の画面からお手続きください。

登録情報の
変更・確認フォーム



国税庁からのお知らせ

令和7年度の税制改正において、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」及び「特定扶養親族特別控除の創設」が行われており、これらの改正は令和7年12月1日に施行され、令和7年12月から行う年末調整から適用されます。国税庁ではこれらの周知・広報に努めるべく、以下のとおり特設サイト等を開設しました。以下に示すQRコードを読み取り、ご活用されますようご案内いたします。

1 所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



5 給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0025004-071.pdf>



2 年末調整がよくわかるページ

※令和7年分については、令和7年9月下旬に更新予定です。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



6 マイナンバーカードの有効期限に関するQ & A

<https://digital-gov.note.jp/n/nff8306c9b552>



3 年末調整手続の電子化に向けた取組について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



7 所得税徴収高計算書(納付書)の記載のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>



4 源泉所得税の納付手続(キャッシュレス納付)

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm



電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略 スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス Q 検索



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約52.5%



事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありませぬ。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIICHI 大同生命保険株式会社

新潟支店/
新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル4F)
TEL 025-228-6226

AIG AIG損害保険株式会社

新潟支店/
新潟県新潟市中央区上大川前通6番町1214-2(大同生命新潟ビル6F)
TEL 025-223-6231